

桜新町街づくり協定（抜粋）

● 基本方針

街づくりを円滑に推進するため以下のとおり基本方針を定め実行する。

- ① 地域社会・住民の生活に密着した商店街として、地域住民とともに、安全・安心で快適なふれあい広場的な暖かい街づくりを目指します。
- ② 桜新町という町名にふさわしい光と花と緑のあふれた、語らいのある憩いの場であり、誰もが感じる懐かしさとぬくもり、そして思いやりを感じる街づくりを目指します。
- ③ この街にかかわる一人ひとりが率先して環境の美化に努めます。
- ④ このぬくもりと落ち着きがある桜新町商店街を次の世代に引き継ぎます。
- ⑤ 「桜新町街づくり協定」を遵守しつつ、今後もより魅力ある街づくりに向けて継続して検討を進めます。

● 協定の内容

第1条

乙がサザエさん通り及び旧玉川通りに面して新築、増改築および改装する時は下記事項を厳守すること。

- ① 甲に申し出て、事前調整協議をおこなうこと。
- ② 建物の1階部分は道路境界線より1m以上壁面後退すること。
- ③ 壁面後退した部分は前面の歩道との連続性を確保すること。
- ④ 建物の1階部分は店舗とし、商店街にふさわしい業種とすること。

第2条

新規出店者および関係人（貸主等を含む）は事前に甲に連絡し、桜新町にふさわしい街づくり及び商店街活動に協力すること。

- 2 風俗店、呼び込みなどで店外にスピーカーで大音量を発生するもの、閉鎖的で外から業種が分かりにくいもの、深夜まで営業する遊興施設等、当地区にふさわしくない業態は避けること。
- 3 反社会的勢力による出店はこれを認めない。

第3条

良好な環境を維持するために、乙は下記事項を厳守する。

- ① 商品・袖看板・置き看板・ワゴン・ショーケース・自動販売機等は自店の敷地内に設置し、決して道路等に設置しないこと。
- ② シャッターのシースルー化やシャッターのデザインを工夫するなどして、閉店後も街のにぎわいに寄与すること。
- ③ 乙は店前の歩道及び車道の清掃を毎日行うこと。

第4条

高齢者、障がい者、車いすの利用者、子ども連れなど、誰もが使いやすいように入口の幅や通路幅の確保、段差の解消等を行うこと。

第5条

本協定書は桜新町街づくり協議会において半数以上の賛成を持って改定することができる。

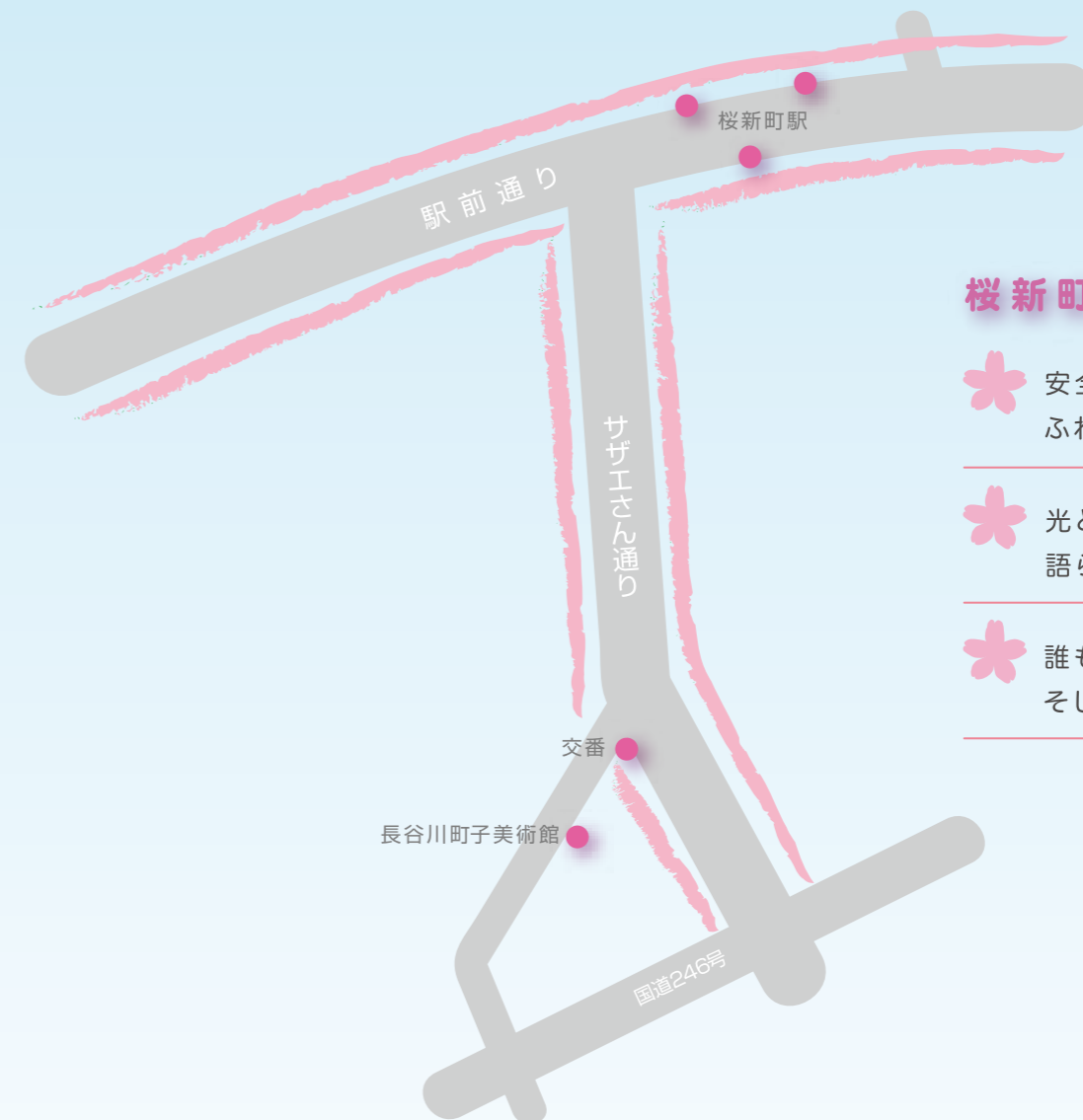
2 本協定の有効期間は登録の日から平成36年3月31日までとし、変更がない場合は5年ごとに自動的に更新する。

第6条

本協定書に定めなき事項については、各関係者は誠意を持って善処する。

桜新町で建築や出店をお考えのみなさまへ

～ぬくもりと落ち着きがある街を次の世代に引き継ぐために～

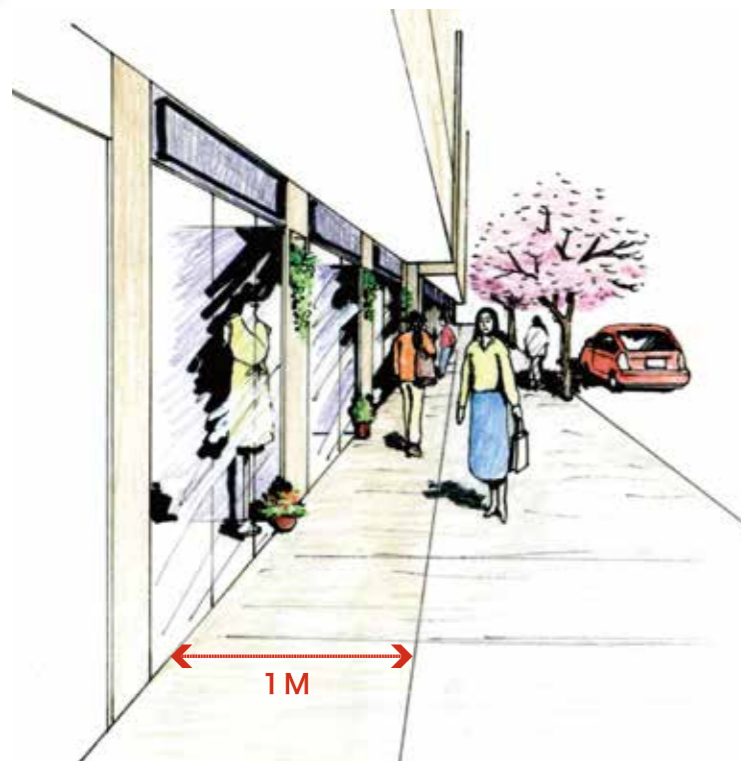


桜新町の目標

- 安全・安心で快適なふれあい広場的な暖かい街づくり
- 光と花と緑のあふれた語らいのある憩いの街づくり
- 誰もが感じる懐かしさとぬくもりそして思いやりを感じる街づくり

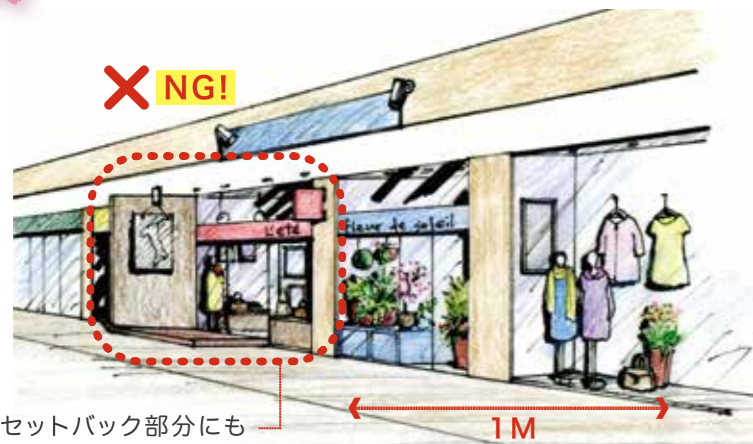


1階部分は1Mの壁面後退



建物の1階部分は道路境界線より1m以上壁面後退してください。壁面後退した部分は前面の歩道との連続性を確保してください。(協定の内容 第1条 ②③)

セットバック部分に袖壁はつukらない

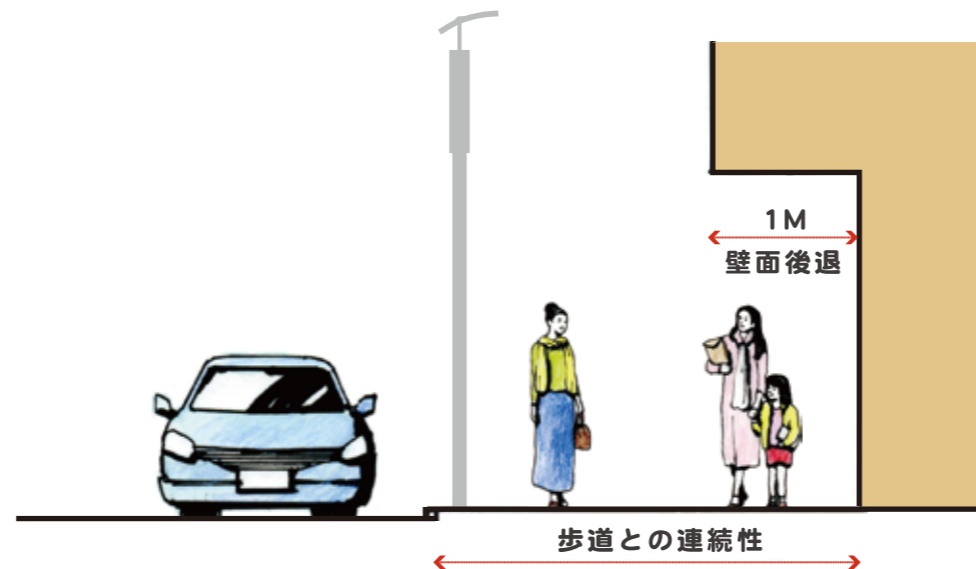


セットバック部分にも段差、袖壁、袖看板を設置しないでください。

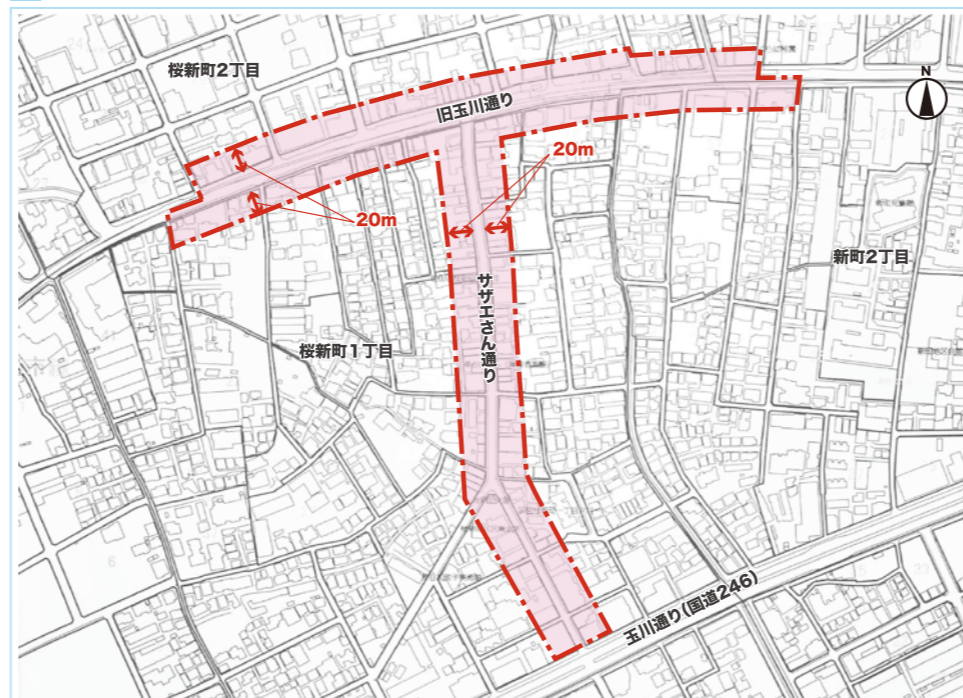
商品・袖看板・置き看板・ワゴン・ショーケース・自動販売機等は自店の敷地内に設置し、決して道路等に設置しないでください。シャッターのシースルー化やシャッターのデザインを工夫するなどして、閉店後も街のにぎわいをつくるよう協力してください。(協定の内容 第3条 ①②)

桜新町の街づくりにご協力ください

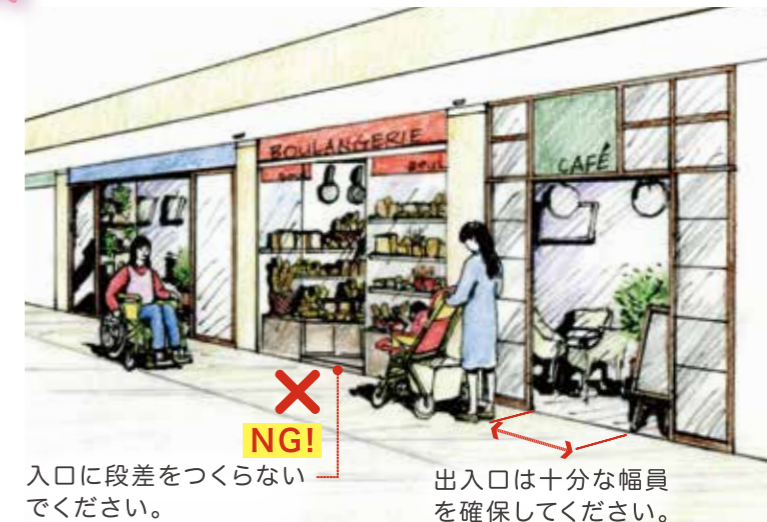
サザエさん通り及び旧玉川通りに面して新築、増改築および改装する時は「桜新町街づくり協議会 運営委員会事務局」に申し出て、事前調整協議をお願いします。



桜新町街づくり協定の範囲



ユニバーサルデザインで使いやすく



入口に段差をつくらないでください。

高齢者、障がい者、車いすの利用者、子ども連れなど、誰もが使いやすいように入口の幅や通路幅の確保、段差の解消などによるユニバーサルデザインの整備をお願いします。(協定の内容 第4条)

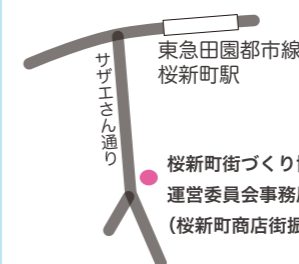
ユニバーサルデザイン：年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用しやすいようにすること。

商店街にふさわしい業種



建物の1階部分は店舗とし、商店街にふさわしい業種としてください。(協定の内容 第1条 ④) 風俗店、呼び込みなどで店外にスピーカーで大音量を発生するもの、閉鎖的で外から業種が分かりにくいもの、深夜まで営業する遊興施設等、当地区にふさわしくない業態は認められません。(協定の内容 第2条)

お問い合わせ



桜新町街づくり協議会運営委員会事務局

〒154-0015 世田谷区桜新町1-7-6

桜新町商店街振興組合事務所内

TEL: 03-3702-7850